

★日本学生支援機構奨学金について（学部）★

1 奨学金の概要

奨学金の種類	貸与月額（平成30年度）		貸与期間
第一種奨学金 （無利息貸与）	自宅通学	2万、3万、4.5万円から選択（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与開始年月から卒業するまで。 ・卒業延期や原級にとどまった場合、期間の延長は原則認められません。 ・成績が不良である場合や奨学生としてふさわしくない行為をした場合は、停止または廃止される事があります。
	自宅外通学	2万、3万、4万、5.1万円から選択（※）	
第二種奨学金 （有利子貸与）	2万～12万円（1万円単位）から選択		

※第一種奨学金の2万円、4万円は、平成29年度以前の入学生は選択できません。

入学時特別増額貸与 （有利子貸与）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対 象：第1学年（編入学生を含む）で、第一種奨学金または第二種奨学金（貸与始期4月選択者）の貸与を受ける者。 ・ 申込資格：奨学金申請時の家計基準における認定所得金額が0円以下となる者。または、日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかったことについて、次の書類を提出する者。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国の教育ローン借入申込書（お客様控え）」のコピー ・ 公庫発行の融資できない旨を記載した通知文のコピー ・ 貸 与 額：10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択（第一種または第二種奨学金の初回振込に併せ一括振込） <p>※1 入学時特別増額貸与だけを受けることはできません。</p> <p>※2 希望者は、事務局に申し出てください。</p>
----------------------	--

2 推薦基準

(1) 学力基準

区 分		第一種	第二種
1年次生	高等学校2・3年の学習成績 （評定平均）	3.5以上	平均水準以上
2年次生 以上	大学の学科における成績	上位1/3以内	平均水準以上

(2) 家計基準

家計支持者（父母）の1年間の収入・所得金額から規程で定められた特別控除額を差し引いた金額（＝認定所得金額）が、日本学生支援機構が定める収入基準額以下であること
詳しくは、学生掲示板前にて配布する「奨学金を希望する皆さんへ」をご確認ください。

3 奨学金の申請・決定

(1) 募集

奨学金の募集は、4月に行います（申請締切4/19(金)）。

掲示にて連絡のうえ「奨学金案内・申込書等」を配置しますので、申し込みを希望する学生は掲示板を確認してください。

なお、奨学金の申し込みは、申込書（紙）等を事務局に提出した後、事務局から配布するID及びパスワードを用いて、インターネットにて入力していただきます。インターネットに入力後一週間以内に日本学生支援機構に「マイナンバー提出書」を郵送してください。

また、4月でなくても、家計の急変等の特別な事情により、緊急に奨学金が必要となった場合は、緊急採用、応急採用による奨学金貸与が受けられる可能性がありますので、事務局教務課まで相談に来てください。

(2) 人的保証制度と機関保証制度

奨学金の貸与に当たっては、以下のどちらかを選択することになります。

採用後は、機関保証から人的保証への変更はできませんので、注意してください。

制 度	概 要
人的保証制度	・ 申し込み時に連帯保証人（原則として父または母）と保証人（連帯保証人とは別生計の4親等以内の親族）を選任
機関保証制度	・ 一定の保証料を支払うことにより、保証機関が連帯保証人に代わってその役割を保証する制度 ・ 毎月の貸与額から保証料を徴収

(3) 採用決定

奨学生の選考は、申込者についてその資格を検討し、学力・家計の推薦基準に合致していることが認められる者を日本学生支援機構に推薦します（最終的な決定は日本学生支援機構が行います。）。

なお、日本学生支援機構で採用できる学生数に制限があるため、基準に合致していても採用されないことがあります。

4 奨学金の返還

本奨学金は、貸与されたもので、卒業等により貸与が終了した後は、返還しなければなりません。

5 その他

対 象 者	提出書類	提出期限
入学前に日本学生支援機構奨学生の予約採用通知を受けている者	「採用候補者決定通知」 ※「進学先提出用」「本人保管用」の両方を提出	4月8日(月) →初回振込4月19日(金) 4月24日(水) →初回振込5月16日(木) (教務課へ提出)
高等学校又は大学等において、日本学生支援機構奨学生であった者	「在学届」	4月19日(金) (教務課へ提出)

★申請書類配布 4月12日(金)まで【掲示板前】
★申請受付期限 4月19日(金)17時まで【期限厳守】
※事務局窓口へ提出。
期限を過ぎた場合は一切受け付けませんのでご注意ください。